

危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書

- 1 製造所等の位置、構造又は設備を変更しないで、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする場合に必要となります。
- 2 品名、数量又は指定数量の倍数を変更することにより、位置、構造又は設備の変更を要する場合は、変更許可等の手続きが必要となる場合があります。
- 3 品名、数量又は指定数量の倍数変更に伴い、掲示板の記載内容を変更する必要がありますので、変更した掲示板の写真の提出等により確認をさせていただきます。また、危険物保安監督者の選任、予防規程の制定又は変更等が必要になる場合があります。
- 4 移動タンク貯蔵所にあつては、「完成検査済証」、「定期点検記録」、「譲渡又は引渡届出書」、「品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書」の備え付け義務があります。
- 5 状況により、消防本部にて現地確認をさせていただく場合があります。

【提出時期】

変更しようとする日の10日前までに届け出を行うこと。

【提出部数】

2部提出（1部返納分）

【添付書類等】

・掲示板の記載内容を変更したことが確認できる写真等（変更予定期日以降でも可）

※代理者による届け出の場合

・委任状

※その他、確認のため提出を求める場合があります。

【関連する手続き】

- ・「変更許可申請書」
- ・「予防規程制定・変更認可申請書」
- ・「設置者氏名変更届出書」
- ・「保安監督者選任・解任届出書」
- ・「変更工事（軽微）届出書」